## 令和4年度

# 第25回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年9月30日(木)午後1時20分~午後2時10分
- 2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3. 委員の出欠 出席 13 人 欠席 1 人

議席		氏	名		出欠	議席		氏	名		出欠
1	遠	藤	秀	徳	丑	8	相	澤	和	幸	出
2	Щ	﨑	仁	志	出	9	門		茂	子	出
3	河	崎	正	己	出	1 0	Щ	田	雅	江	出
4	根	本	篤	和	丑	1 1	加	島	富	浩	出
5	松	﨑	文	_	丑	1 2	熊	野	信	夫	出
6	Ш	П	亜タ	き子	欠	1 3	村	上	浩	保	出
7	泉		信	之	出	1 4	井	下	睦	男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の 変更に関する意見について

- 5. 臨席者
- 6. 事務局 林谷一徳事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
- 7. 署名委員 議席 8 番 相澤 和幸 議席 9 番 門 茂子

#### 局 長

皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、只今から第25回農業委員会総会を開催致します。 それでは、農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。

## (豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)

局 長

ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。

### (挨拶趣旨)

会 長

委員のみなさんには、収穫作業の真最中にもかかわらず、本日の総会にご 出席いただきまして大変ありがとうございます。

今日で早くも、9月が終わります。ただ、9月に入って、それなりに天候にも恵まれて、多少天候の崩れがあったものも、収穫作業等も順調に進んだのではないかと思います。酪農家のデントコーンの方も、ほぼ終了出来ましたし、また畑の方も、小麦の播種作業の時期で、天候にも恵まれて、順調に進んでいることと思われます。ただ、デントコーンも含めて、いも、豆類等、この天候不順の影響を受けて、収量的にも、品質的にも今一つと思っております。これも農家は、天気に左右されるので、できるだけいい物を順調に収穫していくしかないのではないかと思います。本日の総会ですけども、産業課の方から、総会の議案の中に入っております資料の説明も、あることになっております。

早速ですけれども、お手元にございます総会資料に基づき総会を始めさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

局 長

ありがとうございました。

それではこの後は、井下会長の進行によりを進めてまいります。よろしく お願いします。

議長

それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号8番 相澤和幸委員、9番 門 茂子委員にお願いしたいと思いします。

それでは、事務局から経過報告等をお願いします。

局 長

(経過報告書により報告をする。)

会 長

はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。

委員

ありません。

議長

はい。無いと言うことですので、議事に入らせていただきます。

議案書1ページになります。**議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」**を議題といたします。事務局説明をお願いします。

# 次 長 はい、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご 説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解除の通知が ありましたので審議を求めるものであります。

それでは、「番号1番」、「番号2番」です。共に設定を受けていた方は牛首別 番地 さん、設定をしていた方は、牛首別 番地 さんで、土地については記載のとおりです。

基盤強化法による賃借権の設定がされておりましたが、賃借人が売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和4年9月1日です。すべて引渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。

以上で「番号1番」、「番号2番」の説明を終わります。

続いて「番号3番」について説明させていただきます。設定を受けていた方は、礼文内 番地 、設定をしていた方は、礼文内 番地 さんで、土地につきましては、記載のとおりです。農地法による賃借権の設定がされておりましたが、 さんが、農地の贈与を行うため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和4年9月1日です。引渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。

以上で議案第1号の説明を終わります。

- **議 長** はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいとおもいますが、ございませんか。
- 委員 ありません。
- 議 長 はい。無いということですので、通知のとおり決定とします。続きまして 2ページ議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題 と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
- 次 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、ご審議を求めるものでございます。

「番号1番」です。申請人は、二宮 番地 さん、土地は二宮 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑、面積は ㎡です。 豊頃町簡易堆肥盤整備事業に伴う申請であり、転用区分は永久転用、転用の理由は、簡易堆肥盤の造成敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は、農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。 審査内容は3ページをご覧ください。立地基準は、農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で補助金は 千円、残り 千円は自己資金です。

工期は、許可の日から令和 4 年 11 月 30 日まで、土砂の流出又は崩壊、 その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われます。

申請位置図は4ページ、求積図は5ページに添付してございますのでご確認ください。

なお、本件につきましては、現在 農業振興地域整備計画の変更手続き中であることから、農振の計画変更後に許可することを申し添えます。

以上で「番号1番」の説明を終わります。

- 議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9月20日に現地調査を実施しております。地元委員であります遠藤代 理からご説明をお願いいたします。
- **委員** はい。1番です。只今事務局から、説明があった通りで、堆肥盤の整備ということで、周辺の畑に影響が無いと思われますし、ご承認いただきたいと思います。
- **議 長** 只今、遠藤代理から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
- **委員** ありません。
- **議 長** はい。無いということでございますので、この様に決定させていただきます。

それでは、議案書 6 ページになります。**議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」**を議題と致します。事務局「**番号 1 番**」の説明をお願いします。

次 長 はい。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第5条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。

なお、「番号1番」「番号2番」共に農業用施設への転用であるため北海 道農業会議への意見聴取が必要ですが、豊頃町農業振興地域整備計画の変 更手続き中であることから、計画変更後に意見聴取し、回答を得てからの許 可となることを申し添えます。

「番号1番」です。申請人は、所有者、二宮 番地 さ

ん、転用者は、茂岩栄町 番地 さんで、土地は二宮 番地 、 地目は公簿、現況共に畑で、面積は ㎡です。契約の内容は贈与による 所有権移転で、転用区分は永久転用、転用の理由は農家住宅を建設するため の敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は、農用地区域内農地で、 許可理由は、農業を担うべき者の育成・確保のための施設です。

次に審査内容ですが、7ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内からの除外です。事業費は 千円で、制度資金(住宅ローン)の借入金が 千円、残り 千円が自己資金となっております。権利を有する者の同意については、土地所有者の さんとの贈与契約書が添付されています。工期は許可の日から令和5年3月31日まで、申請面積は、 ㎡が建築物敷地、 ㎡が通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われます。8ページから11ページに位置図、配置図、平面図等を添付してございますので、ご確認ください。

以上で「番号1番」の説明を終わります。

- 議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては7月11日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。
- **委員** はい。4番です。内容につきましては、事務局から説明があった通りです。 息子である さんが、現在、茂岩の方から通っておりますが、地元の方に 住宅を建てるということで、特に周り等にも問題ありませんので、よろしく ご審議お願いします。
- **議 長** 只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
- **委員** ありません。
- **次 長** はい。無いということでございますので、この様に決定させていただきます。続きまして「**番号2番」の**説明をお願いします。
- 次 長 それでは、「番号2番」についてご説明いたします。6ページをご覧ください。申請人は、所有者、礼文内 番地 さん、転用者は、茂岩栄町 番地 さんで、土地は礼文内 番地 ほか1筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 ㎡です。契約の内容は贈与による所有権移転で、転用区分は永久転用、転用の理由は農家住宅を建設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は、農用地区域内農地で、許可理由は、農業を担うべき者の育成・確保のための施設です。

次に審査内容ですが、12 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域 内からの除外です。事業費は 千円で全額、制度資金(住宅ローン) の借入予定となっております。権利を有する者の同意については、土地所有者の さんとの贈与契約書が添付されています。工期は許可の日から令和5年12月30日まで、申請面積は、 ㎡が建築物敷地、 ㎡が通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われます。13ページから16ページに位置図、配置図、平面図等を添付してございますので、ご確認ください。

以上で「番号2番」の説明を終わります。

- 議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきまして も7月11日に現地調査を実施しております。地元委員であります山﨑委員 からご説明願いたいと思います。
- **委** 員 はい。2番です。内容等は、事務局からの説明の通りであります。後継者 の さんが、現在、茂岩の方に住んでおりますが、母屋の近くに農家住 宅を建てるということで、農地におきましても、周りも、問題は無いと思いますのでご審議のほど、よろしくお願いします。
- **議 長** 只今、山﨑委員から説明がありましたけれども、この件につて何かあれば 受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
- 委員 ありません。
- 議 長 はい。無いということでございますので、このように決定とさせていただきます。続きまして、17ページ、**議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」**を議題とします。なお「番号1番」の案件につきましては、 委員に関係する案件ですので、 委員には退席をお願いします。

( 委員 退席する。)

- **議 長** それでは、再開します。事務局「**番号1番**」の説明をお願いします。
- 次 長 議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。

本議案の案件は農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。

それでは、「番号1番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、牛首別 番地 さん、利用権を設定する方は牛首別番地 さんです。土地につきましては、牛首別 番地 ほか筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 ㎡です。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和4年10月5日公告の日、対価の支払い時期は令和4年12月30日、価格は総額 円、10a当たり 円で支払方法は記載のとおりです。

19 ページから 21 ページに位置図を添付してございますのでご確認ください。

以上で「番号1番」の説明を終わります。

- 議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、9月20日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には、河崎委員がなっておりますので、河崎委員の方からご説明願いたいと思います。
- **委員** はい。3番です。この案件は、 さんと さんとの間で、長年賃貸していた農地で、この度、 さんの方から売買の希望ということで、地域的にも何ら問題は無いと思われますので、ご審議お願いします。
- 議 長 只今、河崎委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思います。 ございませんか。
- **委員** ありません。
- **議 長** はい。無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩いたします。

( 委員 復席する。)

議 長 はい、それでは、再開します。 委員に申し上げます。「番号1番」 について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 それでは、次の案件に移りたいと思いますが、次の案件は 委員に関する案件ですので、 委員には退席をお願いいたします。

( 委員 退席する)

- **議 長** それでは、再開します。事務局**「番号2番」**の説明をお願いします。
- 次 長はい。それでは、「番号2番」の説明をさせて頂きます。利用権の設定を<br/>受ける方は、背負番地さん、利用権の設定をする方は、礼文内番地さん、土地につきましては、背負番地ほか筆、地目は

公簿、山林及び牧場で、現況は畑です。面積は合計 ㎡、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和4年10月5日公告の日から、終期は令和9年11月30日。借賃は年額 円、10a当たり 円です。なお、令和4年は無償とし、支払方法は記載のとおりです。22ページに位置図を、23ページに求積図を添付してございます。以上で「番号2番」の説明を終わります。

- 議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきまして も、9月20日に現地調査並びに調整会議を取り行っておりまして、調整委 員長には、河崎委員がなっておりますので、河崎委員の方からご説明願いた いと思います。
- **委員** はい。3番です。この案件は、 さんが、お父さんが亡くなり、 相続等により、経営継承したことにより、経営の見直しを行い、耕作地を少し減らし経営を行いたいということで、隣接地を有する さんの所にお願いするということで、地域的にも問題は無いと思われますので、よろしくご審議お願いします。
- **議 長** 只今、河崎委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。
- **委員** ありません。
- **議 長** はい。無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩いたします。

( 委員 復席する。)

議 長 はい、それでは、再開します。 委員に申し上げます。「番号2番」について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 それでは、次の案件に移りたいと思いますが、次の案件は 委員に関係する案件ですので、 委員には退席をお願いいたします。

( 委員 退席する)

- **議 長** それでは、再開します。事務局「**番号3番**」の説明をお願いします。
- 次 長 はい。それでは「番号 3 番」です。利用権の設定を受ける方は、礼作別番地 、利用権の設定をする方は、礼作別番地 さん、土地につきましては、礼作別 番地 の内、地目は公簿・現況共には畑です。面積は ㎡、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 10 月 5 日公告の日から、終期は令和 14 年 11 月

30 日。借賃は年額 円、10a 当たり 円です。なお、令和4 年は無償とし、支払方法は記載のとおりです。位置図は 24 ページに、また 25 ページに求積図を添付してございますのでご確認ください。

以上で「番号3番」の説明を終わります。

- 議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきまして も、9月20日に現地調査並びに調整会議を取り行っておりまして、調整委 員長には、熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明願いた いと思います。
- **委員** はい。12番です。只今、事務局から説明があった通りでして、 さん の営農縮小に伴い出た案件でして、地域的にも問題無いといことですので、 よろしくご審議お願いします。
- **議 長** 只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。
- 委員 ありません。
- **議 長** はい。無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩いたします。

( 委員 復席する。)

- 議 長 はい、それでは、再開します。 委員に申し上げます。「番号3番」について、原案のとおり決定されましたのでご報告をさせていただきます。 続きまして、26ページ議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について」を議題といたします。 事務局説明を願います。
- 次 長 議案第 5 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について」についてご説明いたします。本町の基本構想を変更する必要が生じたため、町長から農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定による諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見を附したいのでご審議を願うものです。
- **議 長** 変更内容の詳細について、産業課職員に説明を求めたいので、暫時休憩い たします。

(産業課職員着席)

**議 長** それでは、再開します。変更の内容につきまして、産業課職員の説明をお

願いします。

#### 産業課職員

お忙しい中、時間を取っていただきありがとうございます。今日、みなさんに、審議していただきたい内容について説明いたします。

事前に資料については、お配りしているかと思いますが、この基本構想については、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づいて、5年ごとに見直しを行うものです。

豊頃町の計画については、当初平成6年に策定されて、令和3年3月に、 北海道が5度目の改定を行ったことから、豊頃町の計画についても、見直し を行ったところでございます。

こちらについては、農業経営の基本指針ですとか、利用集積の目標や、農業経営者を育成するために必要な基本事項を定めているもので、基盤強化法を基に経営改善計画の認定には欠かせないものとなっております。

この構想の見直しについては、広くみなさんのご意見を伺うようにとなっておりまして、先日、9月9日から10日間、産業課において、計画の縦覧を行ったところです。また、農業協同組合に対しても意見を召集しましたところ、9月21日付けで、回答いただいているところでございます。農業委員会からのご意見についても、本日の総会後、回答を頂くこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それだは、見直しのポイントについて概略を説明させていただきます。 お手元の構想では、主に5年前の構想からの面積の修正ですとか、道の改 正に伴う文言の修正を中心に行っております。

1ページ目の農業の課題と現状では、直近の面積等、数字の更新を行っております。次に3番の農業経営基盤強化の促進に関する取り組みのうち、2ページ目の農業所得についきましては、北海道の基本計画が、見直されて計算方法も変わったことから、それに合わせ、本町の農業所得の目標について、再計算いたしました。従前の計画ですと「400万円」となっておりましたが、今回の所得目標を「440万円」と改定したところでございます。

続きまして(3)の新規就農に係る青年等の就農5年後の所得目標については、いま目標としました、「440万円」の概ね5割程度という、道の基準通りの目標といたしました。それから盛り込ましていただいた内容としては、近年急速に普及が進んでいる ICT 技術を活用した省力化の取り組みですとか、その機械に係る文言の整理。それから、就農準備に向けての新規就農者の方々への、指導体制やフォローアップの手法等、北海道の方針に沿った形で文言を盛り込ませていただいております。また、昨今の農業従事者の高齢化に伴う労働力不足に関する項目を追加いたしまして、関連として先ほど申しました「ICTを活用した省力化」ですとか「法人化の推進」それから「第三者経営の継承」も北海道にならって、文言を盛り込んだところでございます。6ページ以降の営農類型については、従前の計画から大きな見直しは実施しておりません。農業協同組合との協議の中では、ここに類型が無いからと言って、何かしらの不利益が被ることではございませんので、基本的に認定出来うる形での、類型を設定したところでございます。

14 ページ以降の内容につきましては、農用地の利用の集積に関する目標としては、前回計画同様、地域内の農用地の集積率を 95%と設定しております。また、第5としまして農業経営基盤強化促進事業に関する事項につきましても、基本的に道の計画に、基本方針に基づいた文言整理で大きく変更しているものではございません。概略について駆け足ですが、説明させていただきました、事前に配布をしていることから、何かご質問等ございましたら、この場でお願いしたいと思います。雑駁ですが以上です。

議長

只今、産業課職員から説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見等 ありますでしょうか

委 員

ありません。

議長

はい。無いということでございますので、変更案を承認することに決定を させていただきます。

(産業課職員退席)

議長

再開します。議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項があります。

次 長

はい、始めに農地パトロールについてです。お手元にお配りした資料を ご覧ください。本年は10月17日から21日に予定しています。

「**農地パトロール**」は、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、次の3点を重点として実施します。

①点目が「地域の農地利用の確認」②点目が「遊休農地の実態把握」③点目が「違反転用の発生防止と早期発見」となっており、「農業委員会の必須業務」として、年1回実施することになっております。

日程等については、「実施予定表」に記載しております。

担当地区のある委員の方にはその地区の調査員として参加していただきますが、例年、担当地区のない委員の方々にも参加していただいておりますので、参加可能な日程について後ほど確認させていただきます。

局 長

次に、「令和4年度 共同募金運動へのご協力について」をご覧下さい。 本年も、豊頃町共同募金委員会から、昨年同様募金運動への協力依頼が来 ております。例年一人5,000円(大口)の募金を頂いておりますが、同額で 実施してよろしければ、10月の報酬から天引きさせて頂きたいと考えてお りますので、よろしくお願いします。

次に、クールビズ終了についてです。今年も、6月から実施しておりましたが、9月末日(本日)をもって終了いたしますので、次回10月の総会等から、ネクタイの着用をお願いいたします。

以上でございます。

議長

はい。只今、事務局から説明がございましたが、1つ目の農用地利用状況 調査ですけれども、今年も例年どおり全委員に、ご参加頂きたいと思います が、よろしいですか。

委 員

はい。よろしいです。

議長

日程について、この場で決めたいと思います。

10月17日月曜日から、21日金曜日までの5日間ですが、希望の日にちを発言頂きたいと思います。

委 員

(日程調整)

議長

それでは、調整頂きありがとうございました。

当日は、9時に役場前出発です。よろしくお願いしたいと思います。

次に「令和4年度 共同募金運動へのご協力について」です、昨年と同額、5,000円で実施してよろしければ、10月の報酬から天引きさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員

はい。よろしいです。

議長

協議事項等は以上ですが、全体を通して、皆さんから、何かご質問等ございませんか。

委員

ありません。

局 長

はい。それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり井 下会長からご挨拶をいただきます。

(閉会の挨拶)

会 長

はい。皆さんのご協力を頂きまして、本日予定しておりました案件全て、 終了することができました。

明日から 10 月です。また、明日は産業まつりということで、人によっては農作業をストップして手伝いをする方もいると思います。夕方も暗くなるのが、早くなってきました。農作業事故には十分に気を付けながら、作業を行っていただきたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。ご苦労様でした。

閉会